

南部町営業店舗等リフォーム補助金交付要綱

平成30年3月14日商工要綱第4号

一部改正 平成31年3月18日商工要綱第4号

一部改正 令和7年3月31日商工要綱第8号

(目的)

第1条 この要綱は、南部町補助金等の交付に関する規則（平成18年南部町規則第51号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、商工業の振興及び活性化並びに持続化を図るため、町内の商工業者が店舗等の増改築又は修繕（以下「リフォーム工事」という。）を行ったときに要した費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、本町の住民基本台帳に記載がある個人事業主若しくは登記簿上の本店所在地が町内にある法人で、南部町商工会に加入している者であって、かつ、町税等の滞納がない者とし、次に掲げる各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 店舗等の所有者又は店舗等を借りている者であって、かつ、当該店舗等で現に別表第1に掲げる事業を自ら営んでいる者

(2) 商工業の振興に寄与すると認められるNPO法人

(補助対象店舗等)

第3条 補助対象店舗等は、南部町内に所在する店舗、事務所、倉庫等、現に営業の用に供している建物とする。

(補助対象工事等)

第4条 補助対象工事等は、次に掲げる事項に基づくものとする。

(1) 南部町内に本店を有する南部地区建築組合、南部町商工会工業部会又は南部町住宅新築・リフォーム支援事業推進協議会に登録している事業者が施工するリフォーム工事であること。ただし、第4号及び第5号に掲げる工事にあつては、この限りではない。

(2) 老朽化の補修等のリフォーム工事及び事業承継に伴うリフォーム工

事にあつては、補助対象工事費が消費税及び地方消費税を含み30万円以上、かつ、店舗等の機能維持及び向上のために行うものであること。なお、対象となる工事は別表第2のとおりとする。

(3) 事業承継に伴うリフォーム工事にあつては、事業承継後3年以内又はリフォーム工事後速やかに事業承継をするものであること。

(4) 地震、洪水等の自然災害により被災した店舗等（以下「被災店舗等」という。）のリフォーム工事にあつては、補助対象工事費が消費税及び地方消費税を含み5万円以上、かつ、店舗等の機能回復のために行われるものであり、保険給付金を受けないものであること。

(5) 建物と一体となって機能する備品の購入にあつては、消費税及び地方消費税を含み一式30万円以上、かつ、据付け工事を伴うものであること。

(6) 補助金の交付申請日の属する年度の3月20日までに完了し、第11条に定める実績報告書を提出できるものであること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象工事費等の10分の2の額とし、補助上限額は次のとおりとする。ただし、店舗等併用住宅の場合は、営業の用に供する部分のリフォーム工事に要する経費のみを補助対象とし、住宅の部分に「南部町住宅新築リフォーム支援事業補助金交付要綱（平成26年建設要綱第1号）」に基づく補助金を併用することは、これを妨げない。

(1) 老朽化の補修等のリフォーム工事 20万円

(2) 事業承継に伴うリフォーム工事 40万円

(3) 被災店舗等のリフォーム工事 30万円

(4) 建物と一体となって機能する一式30万円以上の備品購入で、据付け工事を伴うもの 20万円

2 前項各号に基づき算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、リフォーム工事の着工前に南部町営業店舗等リフォーム補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、被災店舗等の

リフォーム工事にあつては、当該災害が発生した日から 1 年以内に交付の申請を行うこととする。

- (1) 工事費見積内訳明細書（店舗等併用住宅の場合、店舗等と住宅の工事費が分かるものであること）の写し
 - (2) 備品の見積書（一式30万円以上の備品を購入する場合）
 - (3) 工事設計図面の写し
 - (4) リフォーム工事の着手前の写真
 - (5) 賃借人が申請する場合は、所有者の承諾書（様式第 2 号）
 - (6) 事業承継に伴うリフォーム工事にあつては、個人事業主の場合は廃業届及び開業届の写し、法人の場合は登記簿謄本
 - (7) 被災店舗等のリフォーム工事にあつては、被災証明書
 - (8) 町税の完納証明書又は納税状況確同意書（様式第 3 号）
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの
- 2 補助金の交付申請は、当該年度 1 回、過去に本事業補助金の交付を受けている場合、交付年度の翌年度から起算して 3 ヶ年経過した場合行うことができる。ただし、事業承継によるリフォーム工事については、この限りではない。
- 3 1 事業者が複数の店舗により営業している場合は、当該 1 店舗について前項の規定を適用する。ただし当該店舗以外のリフォーム工事の場合は、この限りではない。
- 4 1 棟の建物に複数の店舗等が存する場合は、1 店舗につき 1 件の申請を受け付けるものとする。

（交付の決定）

第 7 条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、速やかに南部町営業店舗等リフォーム補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 4 号）により当該申請者にその旨通知する。

（補助金交付決定の条件）

第 8 条 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定するときには、次の条件を付するものとする。

- (1) リフォーム工事後、特段の事情がない限り、当該店舗等において 3

年間事業を継続すること。

(2) 補助対象工事等の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。

(3) 交付決定を受けた年度末までに、第14条に規定する補助金の請求手続が完了できること。

(4) 前各号に掲げるほか、町長が必要と認める条件

(補助対象工事等の内容変更)

第9条 補助対象者は、第7条の規定による交付決定の通知を受けた後、補助対象工事等の内容を変更する場合は、見積書等変更内容が確認できる書類を添えて、速やかに町長に南部町営業店舗等リフォーム補助金変更申請書（様式第5号）を提出し、町長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定に基づき変更申請書が提出された場合は、町長は当該申請の内容の可否を決定し、南部町営業店舗等リフォーム補助金変更承認（不承認）決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 第1項に規定する町長の承認を受けずにリフォーム工事内容を変更し、補助対象額が増加した場合の当該増加分の経費は、補助対象外とする。

(補助金交付申請の取下げ)

第10条 補助対象者は、第7条の規定による交付決定の通知を受けた後、補助対象工事等を中止する場合は、速やかに南部町営業店舗等リフォーム補助金交付申請取下書（様式第7号）を町長に提出し申請を取下げものとする。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、補助対象工事等が完了した日から起算して30日以内又は申請年度の3月20日のいずれか早い日までに、南部町営業店舗等リフォーム補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して報告するものとする。

(1) 工事請負契約書の写し

(2) 工事費の請求内訳書の写し

(3) 工事費の領収書の写し

(4) 備品購入費の領収書の写し（一式30万円以上の備品を購入した場合）

(5) 施工中及び施工後の工事写真

(6) その他町長が必要と認める書類

(実地調査)

第12条 町長は、必要であると認めた場合は、補助対象工事等の遂行状況について町の担当職員による実施調査を行わせることができる。

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、第11条に規定する報告を受けた場合は、速やかに内容の審査を行い、適合と認めたときは南部町営業店舗等リフォーム補助金確定通知書(様式第9号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、南部町営業店舗等リフォーム補助金交付請求書(様式第10号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取消し、交付した補助金について期限を定めてその返還を命ずることができる。

(1) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付の決定を受けたことが判明したとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取消したときは、南部町営業店舗等リフォーム補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月18日商工要綱第4号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日 商工要綱第 8 号）
この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

大分類	中分類	小分類
I 小売業	56 各種商品小売業	561 百貨店、総合スーパー 569 その他の各種商品小売業（従業員が常時50人未満のもの）
	57 織物・衣服・身の回り品小売業	571 呉服、服地・寝具小売業 572 男子服小売業 573 婦人・子供服小売業 574 靴・履物小売業 579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業
	58 飲食料品小売業	581 各種食料品小売業 582 野菜・果実小売業 583 食肉小売業 584 鮮魚小売業 585 酒小売業 586 菓子・パン小売業 589 その他の飲食料品小売業
	59 機械器具小売業	591 自動車小売業 592 自転車小売業 593 機械器具小売業（自動車、自転車を除く）
	60 その他の小売業	601 家具・建具・畳小売業 602 じゅう器小売業 603 医薬品・化粧品小売業 604 農耕用品小売業 605 燃料小売業 606 書籍・文房具小売業 607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業 608 写真機・時計・眼鏡小売業 609 他に分類されない小売業
L 学術研究、専門・技術サービス業	74 技術サービス業（他に分類されない者）	746 写真業
M 宿泊業、飲食サービス	75 宿泊業	751 旅館、ホテル 752 簡易宿所 753 下宿業 759 その他の宿泊業

大分類	中分類	小分類
M 宿泊業、 飲食サービス	76 飲食店	761 食堂、レストラン（専門料理店を除く） 762 専門料理店 763 そば・うどん店 764 すし店 765 酒場・ビヤホール 767 喫茶店 769 その他の飲食店
	77 持ち帰り・配 達 飲 食 サ ー ビス業	771 持ち帰り飲食サービス業 772 配達飲食サービス業
	78 洗濯・理容・ 美容・浴場業	781 洗濯業 782 理容業 783 美容業 784 一般公衆浴場業 785 その他の公衆浴場業 789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業
N 生活関連 サービス業	79 その他の生 活 関 連 サ ー ビス業	793 衣服裁縫修理業 799 他に分類されない生活関連サービス業

別表第 2

区分	工 事 内 容
改 築	既存の店舗等の一部を取り壊し、当該店舗等が存した箇所に店舗等を改めて建築する工事
改 修	I 店舗等の耐久性を高める工事 ①基礎、土台、外壁、柱、ひさし、屋根、床、内壁、天井等の工事 ②塗装工事 ③建物のかさ上げ工事又は床を高くする工事 ④その他耐久性を高めるために必要な工事 II 店舗等の安全性又は防災上必要な工事 ①基礎若しくは土台の敷設工事又は補強工事 ②柱、梁等について有効な補強を行う工事 ③筋かい、火打ち等に補強を行う工事 ④外壁を防火構造とする等防火性能を高める工事 ⑤屋根を不燃材で葺き替える等の工事 ⑥避難施設、防火設備又は換気設備の設備工事 ⑦段差解消、スロープ等の設置又は改修工事 ⑧駐車場等の舗装工事 ⑨その他安全上又は防災上必要な工事 III 店舗等の機能の向上を図るための工事又は店舗等の衛生上必要な工事 ①襖・障子・網戸・畳の張替えを行う工事 ②床材・内壁・天井の張替え、内装の塗装工事 ③扉の交換工事 ④窓ガラス・サッシの交換工事 ⑤ドアの電動化工事 ⑥店舗等の間仕切りの変更等の模様替えを行う工事 ⑦看板・日よけの修復及び設置工事 ⑧店舗等に据付けを伴う備品の購入費とその設置工事 ⑨厨房の改修工事 ⑩給排水・衛生（換気を含む）設備工事 ⑪その他環境を良好にするため又は店舗等の衛生上必要な工事 ⑫冷暖房設備（エアコン等）の設置工事 ⑬店舗等の周辺美化に要する費用（花壇・休憩スペース等） ⑭環境負荷軽減に資する工事（断熱、LED照明設置による省力化やCO₂削減による環境への配慮等を目的とした工事、太陽光発電設備は対象外とする）